

評議員会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月22日(金)午後1時30分～
- 2 開催場所 たかつガーデン たかつ西
- 3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、評議員定数7名以上32名以内、現在員数30名、出席者23名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、本日、新たに出席いただいております評議員の皆様をご紹介いたします。大阪市会民生保健委員長の永田典子評議員でございます。

区長会議福祉・健康部会長の武市佳代評議員でございます。

なお、本日の議案について、特別の利害関係を有する評議員の出席はございません。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第1項の

規定により、その都度評議員の互選とすることになっておりますが、慣例により、こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を東淀川区社会福祉協議会会長の吉

田評議員にお願いいたします。

吉田評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉田議長

東淀川区社会福祉協議会の吉田でございます。

皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

まず、評議員会の議事録署名人を決めさせていただきます。

議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、議事録の署名人は、北区社会福祉協議会会長の小玉始評議員と、大阪市民生委員児童委員協議会副会長の議事会長の山本文雄評議員にお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

<第1号議案> 定款の一部変更(案)について

吉田議長

それでは、第1号議案の定款の一部変更(案)について、事務局から説明してください。

真鍋次長

事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。

第1号議案 定款の一部変更（案）について、ご説明します。

資料1をご覧ください。

変更理由といたしましては、本会が大阪市から受託している「休日夜間福祉電話相談事業」が令和5年度、令和6年3月31日をもって受託期間が満了することに伴い、事業名を削除し、条項を修正するものです。

平成24年4月以降、休日夜間の時間帯において、高齢者及び障がい者並びにその家族等からの電話相談に応じ、内容に応じて適切な相談窓口や関係機関へ調整するなど、相談窓口としての役割を担ってきたところです。

令和6年度以降、大阪市では、名称を「大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン事業」として公募され、休日夜間の時間帯における障がい者や高齢者の虐待通報及び要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業に関する関係機関への連絡業務が主となっており、本会が担ってきた相談業務ではないことから、総合的に判断した結果、応募しないこととし、定款の一部変更をお諮りするものです。

以上、第1号議案について、ご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

吉田議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようですので、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

（異議なし）

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

<第2号議案> 第3期大阪市地域福祉活動推進計画（案）の策定について

吉田議長

続きまして、第2号議案の第3期大阪市地域福祉活動推進計画（案）の策定について、事務局から説明してください。

堀江課長

地域福祉課長の堀江でございます。

第2号議案、令和6年度から3か年の「第3期大阪市地域福祉活動推進計画」について、ご説明します。お手元には、計画（案）をお配りしていますが、本日は資料2-1に基づき、概要を説明させていただきます。

2頁をご覧ください。

地域福祉活動計画は、大阪市における地域福祉の推進を目的として、社会福祉協議会の呼びかけにより、地域住民等と相互に協力して策定する民間の活動・行動計画としています。

3頁をご覧ください。

ここでは、これまで計画の策定経過をまとめています。第1期計画については、市社協事業を中心に推進計画に位置付けて進めてきましたが、第2期計画については、地域の身近なところで福祉活動を支援している区社協とともに推進計画に基づき、事業推進していくことを意識しながら進めました。具体的には市社協、区社協で共通のシートを用い、共通項目のもとで、それぞれ取組みの目標や方策を設定しまして、進捗管理もおこないながら、地域福祉活動の支援や各事業の推進に努めました。

4頁をご覧ください。

第3期計画の策定について①ですが、第3期計画については、令和6年3月の策定に向けて進めています。第2期と同様に市社協、区社協共通のシートを活用し、共通項目のもとで地域福祉活動を推進していきます。計画の構成ですが、4章立てで第1章は計画の位置づけ、第2章は大阪市の地域福祉を取り巻く状況を記載しています。

5頁に移りまして、計画構成の続きで、第3章では、基本理念について、第2期と同様、「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティをつくる」としています。基本理念のもと地域福祉活動を推進するための大切な主な視点としましては、「人権尊重・権利擁護支援の推進」を軸とし、近年多発する「災害への備え」も見据えています。また、地域福祉推進に向けて、地域の多様な主体が社会福祉協議会とともに推進していく基本目標としまして、つながりをつくる「地域づくり」と暮らしを支える「相談支援」の2つを設定し、2つの目標が重なる部分に「参加支援」を位置づけています。そして、第4章では、第3章で掲げた基本目標に基づき、「各区社協が実践する具体的項目」と「市社協として実践する具体的項目」をまとめています。

6頁をご覧ください。策定について③では、基本目標と区社協、市社協の取組み項目との関連性について記載しています。つながりをつくる「地域づくり」と暮らしを支える「相談支援」を市社協・区社協の各項目で推進を図り、双方の目標から「参加支援」を意識した地域福祉活動の支援や取組みを進めていきます。

第3期計画では、区社協項目・市社協項目ともに計画指標として、数値（量的）で見てとれるもの、また数値では測れないもの（質的）の両面から設定することとし、量的・質的・プロセスのそれぞれの側面から評価しながら計画を推進してまいります。

7頁をご覧ください。策定について④では「区社協が実践する具体的項目」を記載しています。

第2期計画では、6つの項目でありましたが、第2期での推進状況をふまえ、第3期では「小地域福祉活動の支援」「生活課題・福祉課題への対応」「参画・協働による地域づくり・場づくり」「防災・災害への備え」の4つの項目を設定しています。第2期で掲げていました「福祉教育」と「情報の把握と発信」については、4つの項目を推進する際の必要な視点や基盤として、項目としては外しました。

これらの各項目は既に各区社協において、地域福祉活動の支援や取組みとして行われており、8頁では、具体的な取組み例を記載しています。左側の写真は「小地域福祉活動の支援」として小地域単位での福祉活動計画を継続して策定されている港区の取組みです。この項目では、小地域単位での地域福祉活動についてのワークショップなどの話し合いの場づくりの支援や見守り活動や居場所づくりの推進があげられます。

右側の写真は、「生活課題・福祉課題への対応」として西淀川区で実施されました多様な団体と協働した食料提供支援の場面です。食料提供支援については、形はさまざま違いますが、各区社協でも実施してまして、相談支援の入口として、寄り添い、伴走型の支援として行っています。

また、提供支援を多様な団体と協働することで、団体間の関係づくりの場にもなっています。この項目では、他の取組みとしては複合的な課題を抱えた人を支える相談支援体制の強化、権利侵害を受けやすい障がい者や認知症の人などに対する権利擁護支援の推進などがあげられます。

9頁をご覧ください。策定について⑤では「市社協として実践する具体的項目」を記載しています。市社協項目については、第2期計画と大きく変わっていませんが、

堀江課長 7つ目の項目で「権利擁護の推進」を掲げています。

10頁をご覧ください。市社協項目についても具体的な取組みとして実施しているものを一部写真で次のスライドに掲載しています。左側は「災害に備えた取組み」として、12月に実施しました災害時に備えた職員による災害訓練の様子です。実施してすぐに、1月1日能登半島地震が発生し、大阪市内でも震度4を観測した区も多く、訓練で確認したICTツールを活用し、初動時の安否確認を実施しました。後ほど能登半島地震への支援について、報告しますが、1月26日から被災地の災害ボランティアセンターの運営支援のため職員を派遣しています。この項目では、大規模災害が毎年のように発生している現状をふまえ、災害時の対応・支援に向けて「職員の育成」「環境整備」「連携協働」の3つの視点から、市社協・区社協として計画的・一体的な災害に備えた取組みを推進します。

続いて、右側の写真は「権利擁護の推進」として地域での権利擁護の推進に向けた市民後見人の養成の場面です。市民後見人の養成については、大阪市としても全国に先駆けて取組みを進めてきており、誇れる取組みの一つです。今後も養成と活躍支援を進めていくとともに、本人を中心とした支援を基本とし、権利擁護支援を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制づくりを推進します。

最後になりますが、本計画は大阪市が策定する「第3期大阪市地域福祉基本計画」と相互に連携しながら、ともに地域福祉の推進を目的として、取組みを進め、基本目標に掲げました「地域づくり」「相談支援」「双方からの参加支援」の推進に向けて、市社協・区社協総体として取組みを進めていきます。

以上、第2号議案について、ご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

吉田議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

山田評議員 2点教えていただきたい。大阪市地域福祉活動推進計画は大阪市が策定する大阪市地域福祉基本計画と協力・連携すると明確に示している。各区においても地域福祉ビジョン等を策定されていると思うが、その中で各区社協との連携についても同様に描かれているのかどうか。もう一点は、本書の16頁以降になると思うが、地域づくりと相談支援を一体的に進めていくことが求められているが、ほっておいては現状では繋がらないと思うが、地域づくりと相談支援体制整備、全体を見渡してコーディネートするのはどこなのか、誰がするのか教えていただきたい。

堀江課長 区役所で策定されている区のビジョンにつきましては、地域福祉を推進するということで、各区社協の職員も策定委員会の委員として参画している区もあれば、意見集約の場に参画している区もあり、形は若干違いますが、全く区社協と離れたところで区のビジョンや計画の方針が立てられているところはないと認識しています。もう一点の地域づくりと相談支援のコーディネートをどこがするのかということですが、地域づくりにつきましては、社会福祉協議会の本来の重要な役割であり、高齢や生活困窮の分野など様々な相談に対応する事業も実施しています。ポジションは誰かということはあると思いますが、地域と相談を繋ぐのは、

堀江課長 社会福祉協議会として担っていかなければならないところですので、コーディネーターという職員がいるわけではありませんが、社協職員一人一人が意識を持ちながら、地域づくりと相談支援を推進していくものだと考えています。

山田評議員 一点目の質問については、区によっては区社協の位置付けがあまり良くないとか、意見が言えないようなところもありますので、大阪市や市社協がどこまで介入できるかは分かりませんが、大阪市の地域福祉基本計画と市社協の地域福祉活動推進計画が連携して進めていくということであれば、やはり区においても同じような位置付けで動いていかないと、総合的な支援の部分においてコーディネートは区役所ですというのはやりにくい部分もあると思います。2点目の質問は、区社協において事業ごとに動いているので、横の連携を繋げる、全体を見渡すコーディネート力が、区社協にもよるとは思います。ばらつきがあるなあと個人的に感じていますので、今、事務局から回答いただいたように、きっちりと区社協職員が意識されてコーディネートを担っていただければ、区民も幸せになるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

吉田議長 貴重なご意見ありがとうございました。他にご意見ございませんか。ないようですので、ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異議なし)

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

<第3号議案> 令和6年度事業計画及び予算(案)について

吉田議長 続きまして、第3号議案の令和6年度事業計画及び予算(案)について、事務局から一括して説明してください。

堀江課長 第3号議案、令和6年度事業計画及び予算(案)ですが、まずは事業計画(案)について、ご説明します。

資料3の1頁をご覧ください。「Iの基本方針」でございます。全文読み上げいたします。

わが国では、少子高齢化の急速な進行や単身世帯の増加等により、地域における人とのつながりが希薄化し、また、コロナ禍の影響も残るなか、国際情勢等を背景とした物価高騰の影響も受け、生きづらさや孤独・孤立を感じる人、生活に困窮する人が増加するなど、地域福祉をめぐる課題はますます複雑・多様化、深刻化している。こうした課題の解決には、住民同士が互いを気にかけて、支え合う地域づくりと包括的な相談支援体制の充実が不可欠であり、本会では「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」をめざし、つながりをつくる「地域づくり」と暮らしを支える「相談支援」を基本目標とした「第3期 大阪市地域福祉活動推進計画」(令和6~8年度)を令和6年3月に策定した。令和6年度は計画推進の初年度として、本計画を広く発信し、多様な活動主体に連携・協働を呼びかけるとともに、各区社会福祉協議会と一致協力して計画に掲げた取組みを着実に推進していく。

一方、地域共生社会の実現のため、社会福祉法に基づき「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体

制整備事業が全国的に進められており、大阪市においてもその実施に向けて検討されている。本会としても、大阪市と緊密に連携し、本事業に関連する取組みを一体的・効果的に実施できるよう取り組む。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震を受けて被災地に開設された災害ボランティアセンターの運営を支援するため、全国の社協の協力による職員派遣が行われており、本会も被災地支援活動に継続して取り組むとともに、大阪での大規模災害の発生も見据え、職員の災害対応力の向上、関係団体との連携強化等を進めていく。

あわせて、福祉に関わる情報発信及び専門的人材の養成、ボランティア・市民活動の推進、成年後見制度等の権利擁護、地域こども支援ネットワーク事業など、本会が全市的に担っている取組みについても、より効果的に実施できるよう充実していく。

本会は、地域福祉推進の中核的な役割を担う団体として、地域住民、行政、社会福祉施設、関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと密に連携・協働し、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の推進、地域共生社会の実現に向けた取組みをより一層推進する。

続きまして、2頁をご覧ください。

「Ⅱの令和6年度事業」でございます。ただいまご説明いたしました基本方針に基づき、本会が取り組む事業内容について記載しています。

主な内容につきましてご説明します。

1「組織基盤の強化」につきましては、今、高齢化や少子化など、社会構造の変化により、労働力の供給が減少しており、特に福祉業界でも人材不足が深刻化しています。(1)の人材の確保・育成・定着につきましては、安定した法人運営の基盤になることですので、令和6年度は人材の確保に向け、社協の仕事の魅力を伝えるリーフレットを新規作成し、広く発信するほか、新卒予定者のみならず就職活動前の学生を対象とした社協体験など新たに組み込んでまいります。また、今後の人材確保につなげるため、社会福祉士養成課程に位置付けられるソーシャルワーク実習の受入れ機関として、実習生を積極的に受け入れることとしています。

(3) 法人運営機能の強化につきましては、令和6年2月に実施した入札に基づいて人事・給与システムを再構築し、人事・給与事務の一層の効率化を図るとともに、本会及び各区社会福祉協議会が情報共有に使用しているシステムについても見直すこととしています。

(4) 組織の透明性と信頼性の確保は引き続き取り組み、3頁目の(6)の区社協の法人運営機能強化に向けた支援としましては、区社協における総務・経理等の法人運営に携わる職員の資質向上及び区社協間の法人運営機能の平準化を図るため、法人運営や労務管理に関する情報提供及び実務支援等に取り組めます。

同じく、3頁の後段に記載しております、2「第3期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進」につきましては、つながりをつくる「地域づくり」、暮らしを支える「相談支援」という2つの基本目標を掲げ、双方の取組みから「参加支援」を推進していきます。特に、「参加支援」につきましては、重点推進項目とし、新たな参加の場の創設や拡充、広く社会に参加することを含め、推進していきます。

計画で定めた項目ごとにテーマや数値目標を設定し、計画的に事業を推進するとともに、各区社協が共通して取り組む事項についても効果的に推進するよう支援していきます。

4頁をご覧ください。

3「重層的支援体制整備事業を見据えた区社協への支援強化」につきましては、大阪市において、社会福祉法に規定されている「重層的支援体制整備事業」の実施が検討されていることをふまえて、同事業を構成する「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」という3つの支援に係る今後の事業展開の方向性について大阪市と検討・協議を行うとともに、重層的支援体制整備事業の実施を見据え、区社協が効果的に役割を果たせるよう支援を強化していきます。

5頁をご覧ください。

4「多様な主体・資源がつながる地域福祉活動の推進」につきましては、(2)の大阪市ボランティア・市民活動センターにおきまして、新たな担い手の参加や企業等の社会貢献活動を促進し、また、各区ボランティア・市民活動センターと活動団体の活動状況や課題を共有するとともに、団体の活動継続や推進に向け、区ボランティア・市民活動センターの取組みを推進してまいります。また、(3)福祉教育につきましても、地域の特性に応じ、社会福祉施設やNPO等との協働による福祉教育を推進するため、全社協主催の研修を活用しながら、区社協でも福祉教育を推進する人材を養成します。

6頁の(4)地域こども支援ネットワーク事業の推進、(5)認知症への理解を深める取組みの普及・啓発も引き続き推進するとともに、(6)大阪市ボランティア活動振興基金や助成金、寄附金を活用した民間活動へも引き続き支援していきます。

7頁をご覧ください。

5「地域福祉を支える人材確保及び育成強化」につきましては、大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪市社会福祉研修・情報センターを中心に地域活動の担い手の養成と福祉専門職の確保・育成・定着を推進するとともに、すべての住民が福祉への理解を含め、関心を持ってもらえるよう、啓発や情報発信に努めます。

9頁をご覧ください。

6「暮らしの相談支援の充実」につきましては、(2)生活福祉資金貸付事務事業では、新型コロナウイルス感染症特例貸付の償還開始に伴い、区社協で行っている借受人へのフォローアップ支援事業について、昨年度に引き続き、各区社協の取組状況など把握するとともに府社協と調整しながら、区社協が円滑に事業推進できるよう支援していきます。

10頁をご覧ください。

7「暮らしの安心を支える権利擁護の推進」につきましては、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「あんしんさぼーと事業」と「成年後見支援センター事業」の連携を一層強化し、権利擁護に関する取組みを一体的に推進していきます。11頁の中ほどに記載しておりますが、今年度は、「カ 区単位での権利擁護にかかる地域連携ネットワークづくりの推進」を掲げておりまして、広域なネットワーク

堀江課長

とあわせて、住民が暮らす身近な地域での権利擁護ネットワークを作っていきたいと考えており、モデル的に実施していきたいと考えています。

11 頁後段の、8「災害に備えた平時からの取組み及び被災地支援」につきましては、大規模災害発生時に、社会福祉協議会としてその使命を果たし、市民の生活復旧に向けて迅速かつ確実に支援できるよう、平時から職員の災害対応力の向上、備蓄物資等の環境整備及び関係団体との連携強化等に努め、災害への備えを効果的に進めていきます。特に 12 頁の (4) 被災地への支援活動につきましては、1 月 1 日に発生しました能登半島地震の被災地の復興に向け、継続して義援金の募集を実施するとともに、被災地の災害ボランティアセンターの運営等を支援するため職員を派遣していきます。

12 頁の 9「介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施」につきましては、介護保険要介護認定調査は 19 区、障がい支援区分認定調査は 15 区を担当しており、業務を適切かつ円滑に遂行できるよう取り組みます。

最後になりますが、13 頁をご覧ください。

「10 福祉関係機関・団体との連携と協働」です。

大阪市民生委員児童委員協議会との連携、大阪府共同募金会との連携、大阪市社会事業施設協議会への支援など、各関係団体等と引き続き連携・協働し、地域福祉を推進していきます。

事業計画（案）は以上です。

真鍋次長

続いて、令和 6 年度予算（案）について、ご説明いたします。14 頁の「令和 6 年度当初予算（案）について（概要）」をご覧ください。

まず、法人全体の状況をご説明いたします。

(1) 予算総括表をご覧ください。収入額ですが、事業活動収入が 41 億 2,022 万 3 千円、その他の活動収入が 6,956 万 4 千円で、合計しますと 41 億 8,978 万 7 千円で、前年度当初予算の収入合計に比べ、9,915 万 3 千円の減となっています。

次に支出額ですが、事業活動支出が 41 億 6,232 万 2 千円、施設整備等支出が 156 万 2 千円、その他の活動支出が 2,816 万 1 千円、予備費支出が 100 万円で、合計しますと 41 億 9,304 万 5 千円で、前年度当初予算の支出合計に比べ、1 億 8,140 万 1 千円の減となっています。この結果、収入から支出を差し引いた法人全体の資金収支差額は、マイナス 325 万 8 千円となります。

(2) 予算の内訳をご覧ください。表の一番右に記載の善意銀行事業につきましては、蓄積しました寄附金等の範囲内で助成する事業のため、収支差額が発生しますが、その他の事業については、年度単位で事業を計画・実施していることから、資金収支差額は 0 円であり、収入に見合った支出を計上しています。

次に、15 頁、「2 収入の状況」をご覧ください。ここでは、(3) 主な増減理由について、ご説明いたします。

まず、受託金収入は減となっていますが、主には第 1 号議案でご説明させていただいた休日夜間福祉電話相談事業の受託期間の満了によるものです。

その他の活動による収入も減となっていますが、これは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の一部移管によるものです。本事業につきましては、平成 28 年度から大阪市の要請により実施してきました。本事業を始めるにあたり、大阪市とは、時限的に一定の期間実施することとして協議しており、この間、328

真鍋次長 件の貸付を行い、借受け人への対応方法などの事業手法を確立してきたところで、本会として一定の役割を果たしたと考え、市に事業の終了を申し入れ、協議の結果、令和6年度以降は、令和5年度末で既に償還が決定し、完納となっていない債権の管理のみを、引き続き本会が行うこととなり、新規貸付及び本会が管理する以外の債権の管理は「公益財団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会」において実施されることとなり、同業務に必要な事務費を予算計上したものです。

続いて、資料16頁「3支出の状況」をご覧ください。(3) 主な増減理由について、ご説明いたします。

事務費支出については、増となっています。これは、令和5年度に未実施となった人事・給与システム再構築費を改めて予算計上したことによるものです。

固定資産取得支出は減となっています。これは、令和5年度当初はソフトウェアの買い取りも想定して予算計上しておりましたが、クラウドシステムの導入に変更したことにより、予算計上科目が事務費に変更になったことによるものです。

最後に、資料17頁「4事業別支出予算額の状況」をご覧ください。(2) 主な増減理由について、ご説明いたします。

要介護認定訪問調査事業については、従来、当初契約時の調査依頼見込件数を踏まえて予算計上していましたが、令和6年度予算については、実際の調査依頼見込件数を踏まえて計上したことから、前年度に比べ、減となっています。

生活福祉資金貸付事務事業の増は、前年度に引き続き、特例貸付の借受け人へのフォローアップ支援に係る事務費を計上したことによるものです。

職員費調整事業の減は、定年退職等による高齢層の減少と、新規採用による若年層の増加により、人件費の総支出額の減少が見込まれることによるものです。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については、先ほどご説明したとおり、事業の一部移管に伴うものです。

収支予算書（総括表）及び事業毎の収支予算書につきましては18頁以降に記載していますので、後ほどご覧ください。

以上、令和6年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくご説明いたします。

吉田議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

森脇評議員 資料3、事業計画の3頁、2 第3期大阪市地域福祉活動推進計画の推進で、「本計画で定めた項目ごとに本会及び各区社協が取組テーマや数値目標を設定し」と記載されているが、数値目標をたてるということは非常に難しいことだが、例えば実例を説明してもらって、参考にもなるので、どういう数値目標をたてて、どう評価するのか教えていただきたい。

堀江課長 第1期、第2期計画においても、評価や数値目標をどう考えるかについてはずっと議論があったところです。本日、資料としてお配りしています第3期大阪市地域福祉活動推進計画（案）の26頁をご覧ください。1例を申しますと、(2) 居場所づくりの推進を取組項目としてあげていますが、居場所づくりと言いましてもすぐにできるものではなく、ある一定の期間を要するものです。ひとつの数値目標としましては、区社協が新規立上げにむけて関わって支援した居場所の数と

堀江課長 していますが、関わったけれど居場所の立上げには至らなかったというケースもあります。その場合、数としては上がってはきませんが、関わったプロセスの中で社会福祉協議会や住民の方がそれぞれに得るものであるとか、今後に向けての収穫になるものは必ずあると思いますので、数の評価ではなく、質的プロセスというところで、数と支援の過程や、最終数としては上がらなかったけれど、こういうところがプラスになったという質の評価を、今回それぞれ掲げて総合的に評価していきたいと考えています。第3期計画で初めて取り組みますので、1年ごとに振り返りながら、評価の指標の立て方が本当に良いのかということも踏まえて、市社協で設置しています大阪市地域福祉活動推進委員会において、ご意見もいただきながら、より良い計画にしていければと思っています。数で評価していくものとしては、例えば27頁に福祉教育の実施件数、28頁のアウトリーチによる支援件数を掲げています。数で評価できるものについてはしっかり評価していきたいと考えています。

吉田議長 他にご意見等ございませんか。

山田評議員 さきほど、予算の説明の中で、生活福祉資金貸付事務事業において特例貸付の借受人へのフォローアップ支援に係る事務費を計上したことにより、前年度に比べ予算増となっているとありましたが、32頁の収支予算書の中に業務委託費支出とありますが、この業務をどこかに委託しているということですか。

堀江課長 この事業は大阪府社協が実施主体となっており、市社協が業務一部委託を受けています。直接の相談窓口は区社協ですので、市社協から区市協に業務を委託しています。

吉田議長 他にご意見ございませんか。ないようですので、ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異議なし)

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

本日予定の議案は以上となります。

次に、報告事項について、まずは、「諸規則等の一部改正」について、事務局から報告してください。

真鍋次長 3月14日の理事会において承認されました、諸規則等の一部改正について、ご報告します。

資料4をご覧ください。2頁以降に今回改正する諸規則等をつけておりますが、主な改正内容等ついて、資料の1頁にまとめておりますので、こちらでご説明させていただきます。

1点目ですが、先ほど第1号議案でご説明しましたとおり、「休日夜間福祉電話相談事業」が令和5年度をもって受託期間が満了することに伴い、事務局規程をはじめとする5つの諸規則等から事業名を削除し、条項を修正するものです。

2点目は、他の嘱託職員の総括的な役割を担う常勤嘱託職員区分を新設し、それに伴い条項を修正するものです。

- 真鍋次長 施行日については、令和6年4月1日といたします。
以上、諸規則等の一部改正について、ご報告いたしました。
- 吉田議長 続いて、令和6年1月1日に発生した能登半島地震への対応について、報告してください。
- 巽係長 地域福祉課の巽でございます。
資料5をご覧ください。令和6年1月1日発災しました能登半島地震への対応について、ご報告します。
まず、2ページですが、能登半島地震の被害状況について記載しています。石川県内で最大震度7が観測され、2月末現在で、人的被害1,540名、住宅被害77,703棟にのぼっています。
3ページをご覧ください。被災地に対して、まずできる支援として義援金活動に取り組みました。大阪市社協、各区社協の職員で1月15日、17日の夕方に大阪上本町駅周辺で、1月16日には、1日かけてディアモール大阪で街頭募金活動を行いました。また、義援金口座や募金箱も常時開設・設置し、2月末時点で街頭募金とあわせて合計2,387,197円の義援金が集まりました。今後も引き続き、機会あるごとに義援金について呼びかけていきます。
4ページをご覧ください。近畿ブロック社協での職員派遣について、記載しています。被災地社協の災害ボランティアセンターの運営支援のため、1月26日から、中能登地域への職員派遣を開始し、本会としては、志賀町、七尾市へ市・区社協職員を派遣しています。期間は1月28日から当面4月3日まで1クール1週間を基本に全12クール計14人の派遣を予定しています。2月17日以降は七尾市へ派遣しており、4月以降も派遣は継続される見込みです。
5ページをご覧ください。本会において職員派遣にあたり、派遣職員の調整の他、派遣に必要な物品や事前のオリエンテーション資料を作成し、出発式をおこない職員を送り出しています。
6ページに移りまして、志賀町の状況及び2月末時点の被害状況を記載しています。志賀町には2クール3人の職員を派遣しました。
7ページから8ページにかけて、志賀町社協での災害ボランティアセンターにおける支援活動として、現地調査やボランティアマッチングの様子、本会職員によるボランティアへのオリエンテーションの様子を掲載しています。志賀町での活動は、派遣時期が早期であり、かつ少数での派遣であったことから、災害ボランティアセンターのしくみやボランティア活動への流れをスムーズにおこなうためのマニュアル作成を支援した他、地元社協職員とも密に連携を図りながら運営支援に努めました。
9ページには、七尾市の状況及び2月末時点での被害状況を記載しています。志賀町よりも人口規模が多く、長期に断水していたことも被害の特徴の一つです。七尾市社協には2月17日から4月3日までの計10クールで11人の派遣を調整しています。10ページ、11ページに支援活動の写真を掲載しています。志賀町と同様に現地調査やボランティアとのマッチング、オリエンテーションをおこない、ニーズや活動の状況はシステムを活用し、管理しています。
最後12ページをご覧ください。本会職員が感じた現地での状況・課題です。まず、ニーズとボランティア調整について、相談ニーズが多く、現地調査が追いつかず、ボラン

巽 係 長 ティアとのマッチングできないという課題です。次に活動場所への移動時間がかかるということです。ボランティアが活動できる時間は約4～5時間で、そのうち往復1時間以上を移動に要する場所もあります。次に災害ごみの集積場について、災害ごみの量が多く、集積場は車で混雑していることが多く、ボランティアの活動時間にも大きな影響を与えています。最後に、軽トラックや車の台数が不足しているということです。

これらの課題に対して、軽トラックで参加可能なボランティア募集のチラシ作成やより多くの件数をマッチングするため現地調査の強化日を設定するなど、現地の社協職員に寄り添い、試行錯誤しながら、支援活動を行っています。本会としても継続して被災地への支援に取り組むとともに、事業計画で説明しました災害支援の取組みをすすめていきたいと考えています。

報告は以上です。

吉 田 議 長 ただ今の「能登半島地震への対応」に係る報告について、ご質問等はありませんか。

ご質問がないようですので、本日の予定は全て終了いたしました。

長時間にわたりご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。

今後の予定でございますが、令和5年度の事業報告及び決算等についてご審議いただきます評議員会を令和6年6月26日（水）、午後1時30分から、市立社会福祉センターで開催いたしますので、ご予約いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、ご多用の中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。